

建設産業担い手確保・育成・定着促進事業助成金交付要領

(別表：運用)

項目	対象者・人数	対象経費等	助成率
資格取得促進助成	<p>各種一級施工管理技士の資格取得のための講座等を受講し、2次試験に合格した者。</p> <p>1企業につき1名とし、40名を上限とする。</p> <p>1企業につき1名の助成対象枠を確保し、予算の範囲内で追加する。</p>	<p>建設業者等に常勤する事業主・役員及び従業員が、次の①に掲げる資格を取得するために負担する②の経費を対象とする。</p> <p>① 各種一級施工管理技士（技士補は含まない。）</p> <p>② 事業年度に行われる①の資格試験のために開催される講習会等の講座受講料。（受講に必須の教材料含む。）</p>	1 / 2 以内 (上限 5 万円)
建設ディレクター導入促進助成	<p>(一社) 建設ディレクター協会が開催する建設ディレクター育成講座を受講し、建設ディレクターとして、認定された者。</p> <p>1企業につき1名とし、10名を上限とする。</p> <p>※ただし、令和5年3月31日時点において、既に同認定を受けた者が在籍している企業を除く。</p> <p>必要な助成対象人数を確保する。</p>	<p>建設業者等に常勤する事業主・役員及び従業員が建設ディレクター育成講座を受けるために負担する受講料（受講に必須の教材料含む。）</p>	1 / 4 以内 (上限 82,500 円)
I C T 等研修費用助成	<p>以下の講座を受講した者。</p> <p>(1) ドローンの操作研修または資格取得研修。</p> <p>(2) その他、建設業に関する I C T について学ぶことのできる研修講座等。</p> <p>1企業につき1名とし、30名を上限とする。</p> <p>1企業につき1名の助成対象枠を確保し、予算の範囲内で追加する。</p>	<p>建設業者等に常勤する事業主・役員及び従業員が受講する左記の研修等の受講料（受講に必須の教材料含む。）</p>	1 / 2 以内 (上限 5 万円)

※項目毎に、~~1企業につき1名を助成対象とする。~~

※資格取得促進助成、I C T 等研修費用助成の追加については、申請（受付）順とする。